

03. 10

郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭な場合の取扱い

郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭なため、期間内に差し出されたものであるか否かについて疑義のある場合には、以下のとおり取り扱うものとする。

郵便であるときは、書留郵便物受領書又は特定記録郵便受領証等の提出を特許法第134条第4項^{※1}若しくは特許法第194条第1項^{※2}又は実用新案法第39条第4項の規定により求め、その証明によってその書類又は物件が期間内に差し出されたものであるか否かを認定する。

期間経過後の差出しである場合には、特許法第18条の2第1項^{※3}若しくは特許法第133条の2第1項^{※4}の規定に基づく手続の却下又は特許法第135条^{※4}の規定による審決による却下とする。(→ [15. 20](#)、[82. 10](#))

また、信書便であるときは、特許法第19条^{※5}に定められていないことから「受領書による証明」は認めないものとする。

(改訂平成24・4)

※1 特134条4項：特71条3項{実26条、意25条3項、商28条3項〔商68条3項〕}、特174条1項、2項{実45条1項、意58条4項、商61条〔商68条5項〕、商附則20条〔商附則23条〕}、特174条3項、意52条、意58条2項{商62条1項〔商68条5項〕、商附則21条〔商附則23条〕}、意58条3項{商62条2項〔商68条5項〕}、商56条1項{商43条の15第1項〔商60条の2第1項(商68条5項)、商68条4項〕、商68条4項}、商附則17条1項{商附則23条}において準用

※2 特194条1項：実55条3項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項{商附則23条}において準用

※3 特18条の2第1項：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項、商附則27条2項{商附則23条}、特例法41条2項において準用

※4 特133条の2第1項、135条：特71条3項{実26条、意25条3項、商28条3項(商68条3項)}、特174条1項、2項{実45条1項、意58条4項、商61条〔商68条5項〕、商附則20条〔商附則23条〕}、特174条3項、実41条、意52条、意58条2項{商62条1項〔商68条5項〕、商附則21条〔商附則23条〕}、意58条3項{商62条2項〔商68条5項〕}、商56条1項{商43条の15第1項〔商60条の2第1項(商68条5項)、商68条4項〕、商68条4項}、商附則17条1項{商附則23条}において準用

※⁵ 特 1 9 条：特例法 4 1 条 2 項、実 2 条の 5 第 2 項、意 6 8 条 2 項、商 7 7 条 2 項、商
附則 2 7 条 2 項において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「特 5 0 条 {特 6 7 条の 4、1 5 9 条 2 項 [特 1 7 4 条 1 項]}」は、
「特 5 0 条：特 6 7 条の 4、1 5 9 条 2 項（特 1 7 4 条 1 項において準用）におい
て準用」を表す。